

蒲生干潟自然再生協議会
第1回自然再生施設検討部会 議事録

日 時：平成18年12月26日（火） 10：00～12：00

会 場：宮城県庁（行政庁舎）13階 環境生活部会議室

議 事

- (1) 蒲生干潟自然再生全体構想に係る自然再生施設検討部会の位置付けについて
- (2) 部会長、部会長代理の選出について
- (3) 協議会及び検討部会の進め方・今後のスケジュールについて
- (4) 干潟・砂浜の修復実施計画（案）について
- (5) その他
 - ・七北田川河口部（蒲生地区）津波対策事業について

1 開会

2 あいさつ

【宮城県環境生活部 高橋次長】

蒲生干潟の豊かな自然環境を保全、再生し、将来の世代へ引き継いでいくため、自然再生推進法に基づく蒲生干潟自然再生協議会が昨年6月に設立され、委員の皆様方の御指導、御支援のもとに自然再生の全体的な方向について協議を重ねてきたが、自然再生の対象となる区域、自然再生の目的、協議会の参加者の役割分担などを定めた蒲生干潟自然再生全体構想が今年9月に策定された。

今後は、自然再生全体構想を踏まえ、それぞれの自然再生事業について定める自然再生事業実施計画を作成し、順次、自然再生事業を実施していくこととなるが、実施計画の策定に当たっては、自然再生施設検討部会、環境教育・市民参加検討部会、管理計画検討部会を設置して、それぞれの実施計画案を検討していくこととしている。

当部会では、県が事業実施者となる越波防止堤の延長や導流堤の改修など、主にハード面の整備を中心に御検討いただくが、本日は初めに、部会長、部会長代理を選出し、今後の進め方などについて御協議していただくことにしている。

検討部会の運営については、協議会と同様にボランティアが基本となるので、委員の皆様方の御理解、御協力をお願いする。

自然再生事業を適切に実施することにより、蒲生干潟の持続可能な利用を図っていきたいと考えているので、委員の皆様にはそれぞれの立場から忌憚のない御意見をお願いしたい。

3 委員の紹介

資料1 検討部会出席者名簿 参照

4 議事（部会長が選出されるまで、宮城県環境生活部 佐藤自然保護課長が仮議長として議事を進行する。）

(1) 蒲生干潟自然再生全体構想に係る自然再生施設検討部会の位置付けについて

【事務局（宮城県環境生活部自然保護課）】 資料－3について説明

〔特に異議なく了承される。〕

(2) 部会長、部会長代理の選出について

〔事務局案のとおり、部会長には上原委員、部会長代理には鈴木委員が選出された。〕

○部会長、部会長代理の挨拶

【上原部会長】

実施計画を検討することは、大変重要な部分の1つであるが、いろいろ難しい面もある。特にこの場所は、位置的に外海に面し、川にも接しており、外部の影響を受けやすい。そこで、現在提案されている計画が、保全、修復、再生するためには必要であることは明らかである。

また、内部的な問題もある。この場所の特徴は干潟の生態系だが、それを再生するというのは非常に難事業ではないかと思う。立派な施設を作るのも大事だが、費用対効果という点も十分に検討して、有効な施設を作り、事業が遂行されるように、委員の皆様、事務局の皆様の知恵を出していただき、良い案ができるようによろしくお願いいたします。

【鈴木部会長代理】

1980年代から蒲生を見ており、主に底生動物を専門に見てきた。上原先生は、どちらかというと工学が専門だが、私はこれまでの経験や知恵を、生物、生態系サイドの方からサポートしつつ、皆様の議論、知恵を拝見しながら、より良い案を目指したい。蒲生再生事業というのは、この実際の施設、検討が核だと思う。ようやくここまで来たと思う。他とは違った蒲生らしさを出したものにできればと思っている。

【上原部会長】

議事（3）協議会及び検討部会の進め方・今後のスケジュール及び（4）干潟・砂浜の修復実施計画（案）について、一括して協議したい。事務局から説明願う。

(3) 協議会及び検討会の進め方・今後のスケジュールについて

(4) 干潟・砂浜の修復実施計画（案）について

【事務局（自然保護課）】 資料－2、資料－3について説明

【上原部会長】

ただいまの説明に対して、意見、質問をお願いする。内容的には、この検討部会が終わってからのものまで踏み込んだ計画もあったが、委員の意見が出てないので、案として出

させていただいた。ぜひ、この第1回の会議で、方向性について、委員の方々の思っておられるところを述べていただきたい。

【西村委員】

蒲生干潟の計画を考えていく中で、今までの長年に渡って地域的、施設的なものなどの資料をできるだけうまく活用していかなければいけない。考える前提としてお願いしたいのだが、何年の水位のデータの有無など、そういう資料の整理があると非常にありがたい。今の段階でどのくらい分かっているのか。

【事務局（自然保護課）】

自然保護課で所管しているのは、平成14年度から3か年の環境調査で、自然再生事業を行うためにいろいろ実施している。それ以前は、県の土木部港湾課で、干潟の底生動物と鳥類を中心に進められた調査がある。ただ、細かい毎年の水位などは県では整理していない。各先生方も底生動物の調査や、水位の調査などをされているが、調査内容についてはまだ把握していない。

土木部の調査については、底生動物を主にした調査と鳥類の生息を主にした調査などが長年に渡ってある。

【西村委員】

それらのデータを整理できないか。

【上原部会長】

確かに県の所管が変わったということがあるが、昔のデータや最近のデータなど、県で持っているデータがあったら、まとめていただければありがたい。多分かなりあると思うのだが、できるだけ生のデータで選択しない形で欲しいという意見である。

【事務局（自然保護課）】

把握しているリスト表を後で示したい。

【熊谷委員】

48ページのモニタリング調査の項目について、2番目の干潟修復事業に対してのモニタリング項目として、鳥類、特にシギ、チドリの調査を入れていただきたい。

この事業の目的が底生動物を増やす、あるいは干潟の面積を増やすというのが最終目標ではなく、干潟特有のシギ、チドリあるいはコアジサシといった鳥たちが多く来る干潟を復元するのが最終目標だと思うので、ぜひモニタリングの中に、こういう工事、修復事業をして、鳥がどう変わったかを評価の項目の中に入れていただきたい。

【上原部会長】

よろしく願います。

【田中委員】

資料2の大枠のスケジュールのところで、左側の一番下に津波対策事業の事後評価がある。環境を再生する事業をやって、それがどういう効果があるか、いろいろフィードバックをかけることは必要だと思うが、事業評価の観点で津波に関して何を評価するのか。特に災害関係は、津波が来ない限り効果も評価しようがないため、この委員会の中で何をやるのか。

【事務局（自然保護課）】

具体的なイメージは、平成21年2月にはある程度津波対策が終了するので、協議会の中で津波対策、主に生物に関する配慮事項などを示しながら進めていく。その中で「環境がどう変化するか」などを示すつもりで記載をしていたが、「環境が変わるかもしれない」といった部分がある程度再整理するイメージで記載している。

【田中委員】

33ページのゾーニングで、Aゾーンはある程度攪乱が起きてよい場所で放置するという考え方である。この間も越波があって、かなり地形が変わった。コアジサシの生息環境として、その頻度も重要なファクターの1つだと思う。越波の頻度はあのぐらいで良いのか。

【事務局（自然保護課）】

前回の10月の波浪は、仙台港で過去4番目くらいの大きさである。大きく地形が改変した。そういった調査をしながら、植生の発達を攪乱と共にある程度抑制していく考えである。

【田中委員】

以前に野鳥の会でコアジサシの集団繁殖地の造成をやったとき、営巣のデコイが流されてしまった。結構、越波は頻繁にあると思う。どのぐらいの攪乱が最も適しているか、という観点も必要である。

35ページの越波防止堤について、過度にならない程度に導流堤の南側に越波防止堤を作るのは構わないと思う。あまり人工的にならないものを設置することが大事であろう。

先ほどの話にあった37ページの導流堤の南側の越波防止施設付近では、激しい外力が作用すると思う。以前、河川の掘削砂を山のように盛っていたが、何年かしてなくなってしまった。かなり激しい波がここまで入ってきていることを示す。先ほどトンパックを試験的に置いて様子を見るという話があったが、場合によっては外力に十分に對抗できる構造にしないと、すぐやられてしまうようなこともあり得る。いろいろ試験的なことをやる必要があると思う。

40ページで、滞筋を掘削した砂はどこに持っていくのか。先ほど海岸浸食という話があり、侵食部に砂を入れられれば海岸の環境保全という意味では良いのだろう。ただ、海域への濁りの広がりなどの兼ね合いがあるので難しい点はあると思う。もし可能であれば砂浜の保全にも役に立つと思う。現時点でどのように考えているのか。

【事務局（自然保護課）】

37ページの導流堤の断面等は、参考図的なイメージであり、試験施工等をしていきながら、いろいろな方法を分析していこうと考えている。また、40ページの滞筋の掘削の施工計画の位置も参考に書いており、今後、掘削、試験施工の方法について整理して、2月の自然再生協議会か5月に開催予定の検討部会で示していきたいと考えている。施工する機械についても、トラクターなのか、ロングアームのバックホウで陸側から掘削するのか、そういった整理もほとんど進んでないので、今後施工計画を作成して紹介したい。

【鈴木委員】

滞筋の試験掘削に関して、40ページの上の図で、試験施工する中の島の奥とその手前の水位差がどのくらいあるかをきちんと把握した上で試験施工をしないといけない。そこだけを掘削しても、水位差が同じだったら全然効果が見えない。もっと導流堤に近い場所で流れがなければ、ここだけを掘削しても潟湖の奥と手前の水位の違うところがネックになるので、そこを試験的に掘削する場所の選定が必要で、今の状況から考えると、右側は掘っても水みちとして機能しないと思う。日和山の下のところは、掘れば少し流れは速くなるが、導流堤のカキ殻の除去とセットにして、水位がどれだけ違うかをはっきりさせた上で、試験掘削の場所を選定した方が良いのではないかな。

もう一つ、37ページに、田中委員から導流堤南側の越波防止堤の敷設に関して、ここも試験が必要なのかも知れないが、ある程度頑丈な越波防止堤を作った場合に、今度は砂が導流堤の上の方に持ち込まれて導流堤を埋めてしまう。つまり、立派なものができる、その周辺で弱いところに負担がかかるように、導流堤の南側に越波防止堤をきちんと作ると、導流堤の高さが低ければ導流堤が埋められることもあり得る。その点は導流堤の改修と絡んで検討が必要になってくるのではないかな。

【菊地副会長】

3ページの短期計画の植生管理で、鳥類や昆虫類の生息とあるが、植生管理とあるのは、コアジサシをイメージしているのか。

【事務局（自然保護課）】

コアジサシだけではない。10ページに生息環境の変化によって、「砂浜、干潟に依存する鳥が減って、草地、マツ林の鳥類が増えている」ということもあるので、そういった鳥類の特色、生息域との関連性を整理して植生管理を行いたい。

【菊地副会長】

昆虫類も同様か。

【事務局（自然保護課）】

昆虫類は、どちらかというと既設越波防止堤の背後の部分で、植生が発達してきたことによって、ハマボウフウを宿体とした昆虫相が豊かになってきている状況があるので、そ

こは極力植生を放置するよう監視していきたい。

【菊地副会長】

そうすると、最後のモニタリングで、砂の持ち込みやヨシの面積の変化はモニタリング項目に入っているが、そういった植生変化がモニタリングされていないといけない。

これは再生計画だが、実際には再生というよりも、これからも何らかの不測の事態、例えば砂の持ち込みによりラグーンや干潟、導流堤が埋まってしまうことが起こり得ると思う。越波防止堤があれば、潟の奥部には入らないと思うが、そういったことが起こった時には何とかしないといけないので、それも想定しておく必要がある。その時に、どの程度、どのように直すかが問題になるが、モニタリングしつつ対応する必要がある。

【事務局（自然保護課）】

予想を超えた環境変化に伴う維持管理といった部分と思われる。

【内藤委員】

38ページに堆砂垣を作るとあるが、そこに奥の竹林を伐採して、それを使うと書いてある。これは2つ要件が重なっていて、竹林をなくすためには8月中旬以前に伐採しないといけないが、そうすると、今度は竹が弱く、長期間堆砂垣としては使えないという矛盾が生じる。そこは計画する時に考えた方が良い。

それから、先ほど鈴木委員が言われた濡筋の件で、20ページの濡筋を見ると、新たに濡筋を作ろうとしているのと矛盾がある。20ページの真ん中にある濡筋というのは、池から流れてくる水を潟湖南側の広い開放部に流れさせている濡筋で、先ほど言われた潟の深さにも関係するため、その辺もきちんと調べてから施工しないと、やっても全然意味がないことになる。

【上原部会長】

これは1つの案であり、試験施工を経て変更する。あるいは変更していかなければいけないと思う。

【内藤委員】

その前に調べてから試験区は作るべきである。

【西村委員】

この検討部会で担当も決まり、濡筋について努力したいと思っているが、例えば今のよような疑問は当然である。まず14ページの湛水面積を見ると、この濡筋がなくなっている傾向がはっきりしている。それがなぜかを考える際に、地形のデータが非常に大事だが、残念ながら年代として揃っていない。25ページに、標高がプラスマイナスでどう変わるか書いてあったが、これは昭和62年から平成14年までの年次で、これが52年当時のデータであれば、かなり分かり易い。そのため、いろいろデータを見ていく時に、こういうデータを見たいというのがあり、それで最初に伺ったのだが、この地形の変化を52年

と現在で比べることができるのか。そうした場合にどういふ変化があつて、それから滞筋をどうするのかとつながる。ここの解析は非常に分かり易いが、さらに具体的な施工案を考えていく時にはいろいろ検討する必要があるため、資料がどれだけ揃っているかは非常に重要だと思う。

掘削案に関しては、鈴木先生と私が滞筋掘削の担当なので、一生懸命考えて、提案し、議論していきたい。

【竹丸委員】

37ページの河口付近の実験区のところは、河口の流速がものすごく速いために、蛇籠を積んでいた区域で籠の中の石が全部流されてしまい、籠そのものが干潟の中に流されているぐらい流速が激しい。このようなものでは同じ結果になるのではないか。ここは河口なので、かなり頑丈なコンクリートで押さえないとすぐに流されるのではないか。台風などでやられるのではないか。

竹林のところは、もともとは竹林がなかったが、地域の方があそこに植栽し、それがどんどん繁茂して今の形になった。あそこの竹林は除去した方が良くと思う。地元の方によると、あの竹林にゴイサギやアオサギなどがねぐらを作り、養魚場への被害がかなり出ているようなので、竹林を除去して、それを有効に堆砂垣へ活用した方が良くのではないか。竹林と干潟側のヨシ原も除去することによって、中の島西側に人工干潟を実験造成している区域にもシギやチドリも飛来する効果が上がると思われる。

滞筋は確かに高低差がどれぐらいあるかわからないが、20ページの図3では、今まで養魚場からの排水として使っていた中央は、今、養魚場がなくなり埋め立てられてしまった。だから、排水がなく、中央の滞筋は水圧がないと流れないと思う。導流堤の方を掘削した場合、果たしてそれが全部排水できるか、あるいは流入できるか、事前に検討した方が良く。

【上原部会長】

中の島の中の掘削の件だが、この掘削は干潟を出すという意味もあるが、実は、昔ここに開いていた水路が埋まってなくなったという経緯がある。上げ潮の時に入り口側の水面が上がり、排水門から出てきた排水が押し込まれ、その水路を通して奥の水域へと排水が行われていた。出ることをばかり考えているが、入るときに栄養を持ち込むということである。また、先ほど昔は島の背後に干潟があったという図があったが、泥なども一緒に持ち込むため、そこに水路を掘れば、自然に水の流れで39ページのFの場所に昔のような干潟ができるのではないかという意味もある。

昔は、この入り口から栄養を送り込んだり、砂を送り込んだりして、島の後ろのF地点に自然に干潟ができていたのではないか。その後、そこが閉じたために拡散してしまった。砂が入らないので、ここにはヘドロのような、移動しやすいものが溜まってくる。海岸から離れているので、ほとんど砂は持ち込まれない。現在もこのF地点は、ほとんどヘドロのままである。そういった柔らかい形の干潟が自然にできるのではないかという期待も込めている。

水位差があるので排水は必ずできるが、入り口側と奥側では水の動きがあり、F地点の

マツ林と島の間流速はかなりある。こちらの方も水の動きは絶対条件であるため、ここを掘削することによってFという干潟が自然にできるのではないかとことを申し上げたい。

もう1つは、40ページの図で、右岸側の養魚場側に滞筋がついているが、海側の何も書いていないところも一部掘った方が良いのではないかと考えている。

今から25年ぐらい前のデータを見ると、大体20センチくらいこちらの方に滞がある。現在も滞があるが、20センチくらい深いところに底面があった。そこに次第に砂などがたまり、現在ヘドロの上に砂がたまっている状態になっている。そのたまった砂を滞の形で取り除けば、底面にあるヘドロが出てくるという考えである。また、水域の水の体積が増えるので、ここで増殖するプランクトンなどが、ある程度水体積がないと増殖できないという面がある。それが栄養として、いずれは干潟の上に補給される。そういう観点から言うと、ただ水を出して干潟を出せば良いというだけではなく、水体積部分を残しておいて、それも使うべきである。干潟も出すが、水体積部分を残し、栄養のことも考えると、こちらの側にも一部浚渫を試みる意味はあるのではないかと考えている。

もう1点、今年スケジュールで、開口部の通水断面を確保するために開口部のカキを除くという話もあったが、とりあえずやるものとしては、あれが一番大事ではないかと思う。なぜかといえば、最近、ほとんど低潮位が高いままになっており、それにより導流堤の開口部の底面が非常に高くなっている。石が落ちたり、カキが溜まったりしており、先日測ったところ、底面が40～50センチ上がっていた。だから、水が平常時になっても奥の方に残っているため、流速が遅くなる。そのようなことで、干潟が出ないということがあると思う。入った砂の動きも制限されるということで、開口部のカキや石の除去から始めて様子を見れば、かなり違った状況が生まれるのではないかと思う。

【菊地副会長】

潟の中に、カキが繁殖して、カキ礁が発達し、砂泥の面積を狭めてきていたという状況があったと思うが、その辺はどういう状況なのか。

【竹丸委員】

カキは、かなり少なくなった。

【菊地副会長】

一時、カキがかなり増えたので心配していた。

【上原部会長】

あれは県で、除去の工事をしたのか。

【事務局（自然保護課）】

自然保護課では実施していない。土木サイドでも行っていない。

【上原部会長】

自然に少なくなってきたのか。

【竹丸委員】

一時、人為的に取った人がいる。だから、あれは誰かが取ったのだと思っていた。

【佐藤委員】

滞筋の浚渫土量はどのぐらいを想定しているのか。

【事務局（自然保護課）】

まだ分からない。

【佐藤委員】

先ほど浚渫土の海洋投棄という話も出たが、海洋汚染防止法が強化されて、海洋投棄する場合、かなり手続が煩雑になっている。その辺も検討願いたい。

【事務局（自然保護課）】

多分、一時仮置きして、水を切ったものを内部で使うような形になると思う。

【菊地副会長】

長期計画の最後の部分に、水質を維持していくためと書いてあるが、52年に戻すといっても、河川流量や河口部の地形などが変化しており、どうしても水質関係は戻らないのではないかと。また、この場所自体が今でも変化している可能性があり、現状が安定しているかどうかは一概には言えない。再生といっても、突発的な変化はすぐわかるので、ある程度対応できると思うが、現状をどう捉えるかが難しい問題である。

【事務局（自然保護課）】

3ページにも記載しているが、水質に関しては、淡水源の維持はモニタリングという形で状況を継続的に見ながら、変化が生じた場合は対策を検討するという形である。現在はモニタリング計画の中で位置付けていきたいと考えている。

【上原部会長】

他にはよろしいか。

それでは、今日の会議の結果は、先ほどのスケジュールに基づき、平成19年2月に全体の協議会に諮られることになるが、まだ今日は初めて見た図も多く、もう少し検討してから結論を出したいという考えもある。一応今日の内容で全体の会議に諮られることになる。

次は、七北田川河口部（蒲生地区）津波対策事業について、事務局から説明願う。

(5) その他

・七北田川河口部（蒲生地区）津波対策事業について

【宮城県土木部河川課】 資料－４について説明

【上原部会長】

ただいまの説明に対して、意見、質問をお願いします。

【竹丸委員】

現在、区間２、３のところにサクラの木が６本ほど、大体太さ１５センチくらいものがあり、これを全部伐採して除去するとなっているが、それを背後地のほうに移植することはできないか。

【事務局（河川課）】

サクラの木については、区間３の背後に樹林帯を設けることにしているので、現地を調査して、移植できるものについては移植したいと考えている。

【竹丸委員】

サクラの木は人為的に植栽されたものだが、その他にも自然に生えたものではないマサキやガマズミ、クルミ、ヤナギ林などが、かなり生長しており、せっかく生長したものを伐採するのではなく、使えるものは使った方が良いのではないかと思う。

【事務局（河川課）】

区間１のマツ林にある木についても、移植できるものについてはできるだけ移植したいと考えていたので、状況を詳しく調査した上で、相談したいと考えている。

【上原部会長】

駐車場の件だが、あまりに遠いのではないかという気がする。これを利用する人はいないのではないかというぐらいに遠い。以前、養魚場だった場所を埋め立てたところは借用できないのか。

【事務局（河川課）】

埋立地は、用地交渉をしている相手方の所有地であり、今の段階ではそういった話できない状況である。

もともとは私有地であり、断って駐車している方もいるとは思いますが、無断で停めている人がほとんどで、サーファーが８割方ではないかと聞いている。その方々のために、河川管理者が民地を有料で借用し、駐車場を設置する必要があるかどうかということも考えている。

したがって、河川敷の中であれば河川管理者の判断で設置できるということもあって、駐車する車が安全に、波などに影響なく設置できるところと考えた場合に、どうしてもこの位置になってしまう。

貞山堀のところにも若干の高水敷のような張り出しがあり、設置を検討したのだが、工事車両との錯綜が考えられるということと、地盤が低い位置にあるので、雨が降った場合

に水位がすぐ上がってしまうため、場所的には適当ではないと判断し、だいぶ遠くなるが、河川管理者として設置できる場所ということで提案している。

【菊地副会長】

多分、サーファーは、駐車場がこの場所では、使わないと思う。サーファーの方が他の所に行ってくれば良いが、やはり蒲生を利用するとなると、どこか近くに駐車場所を探して停める。どこに止めようと道路工事には関係ないということなのかも知れないが。

【事務局（河川課）】

基本的には工事中は人の出入りができない形になる。ただ、皆さんのような研究される方とか観察される方には、支障がないような調整をしながら工事を進めていくつもりではいるが、蒲生に入る方々の人数というのはだいぶ制限されるだろうと考えている。ただ、今現在を見ると、車が50台ほど停まっている事実があるので、その程度の駐車場は利用者サービスの観点から設置する必要があると考えている。

【上原部会長】

その他であるが、蒲生干潟背後地の仙台乗馬クラブ用地について、その後の経過を日下委員から説明いただけるとのことなので、お願いしたい。

【日下委員】

その前に、「広瀬川の清流を守る会」からの意見として申し上げたいのだが、先ほど鈴木部会長代理が話されたように、この協議会というのは地道な研究と地道な取り組み活動がこれからずっとされていく集大成の位置付けと思っている。これはつい最近なのだが、活動を進めていく上で、再生エリアの連続性とか、あるいは環境保全への県民の参加、それと保全活動を推進していく上で、これからの連続性というのが大事で、この協議会の蒲生再生というのはこれだけの計画ではないと思っている。そういう意味で、もう少しそういったエリアだけではなく、環境に対する宮城県のシンボリックなものをもっと広く考える環境政策を、県としてもぜひ続けていってほしいということをお願いしたい。

資料－4の5ページを見ていただきたいのだが、仙台乗馬クラブの位置は、日和山の西側である。今、車の回転場が計画されているところの北側の東から西まで、それから南北と、台形の約1.2ヘクタール。これが個人所有で、この区域は鳥獣保護区の特別保護地区に入っていた。残念ながら土地の民間利用ということで、今回外してしまったという経緯があり、お願いしてもだめだったのだが、所有者としては、これを解決する意向でいた。この乗馬クラブというのは賃借地で、裁判訴訟で解除を申し出て、今、争っている。間もなく解決するという所有者の話であったが、これについては、宮城県に対して、この利用について、できるのであれば買ってほしいという意向を伺っている。

こちらは宮城県としては買えないということの説明、返答をした件については前に話したとおりである。この前、所有者と話したときに、本人の希望は確かに買ってほしいとは思っているのだが、もし買われるということがないのであれば、私のNPOに委託したいということも考えているという話であった。ただ、広瀬川の清流を守る会として、ここに飛び地

を持っていても利用価値はあまりないので、自然再生のために公益的な意味として持つということが一番の利益だと思っている。

この部会、あるいは協議会として、それを受けるためにどういう形、どういう目的で、具体的に今言われたような駐車場の費用も、あるいは環境センターとか、いろんな意味で保全区域をここにどのように再生させる意味を持つのか。それらを含めて、しっかりと受け皿を作った上で、単に所有者が寄付したいということではないので、寄付をお願いしたいという気持ちがあれば、三顧の礼を尽くして慎重な扱いをした上で、寄付の申し出があるのかないかとなる。まずこちらで体制を作っていただきたいということをお願いしたい。

県の立場、行政の立場としては、どういう目的で、どのように使うか決まってから話をすべきだという話を聞いたが、それでは失礼ではないのかなと思ったので、やはり所有者の意思も確認しながら、こちらの協議会としてもしっかり受け皿を作り、そしてその対応を真剣にやっていただきたいという趣旨である。

【上原部会長】

本日は、この件について議論する場ではないので、乗馬クラブの土地の取り扱いについては事務局で調整していただき、2月の全体の協議会に報告願いたい。

5 閉会